

令和8年1月14日

犬山市長 原 欣 伸 様

犬山市国民健康保険運営協議会
会長 岡 村 千 里



犬山市国民健康保険税の税率改定について（答申）

令和7年8月5日付けで諮問のありましたこのことについて、別紙のとおり答申します。

答 申

本年度の協議会では、前委員からの申し送り事項である

- ① 保険税負担の上昇を抑えるため、国民健康保険事業基金で賄えない財源不足分については、期間を限り一般財源から補填する。
- ② 単年度での保険税負担上昇を6%程度に抑える。
- ③ 応能応益割合については、概ね1対1の割合を保つ。
- ④ 賦課限度額は、地方税法改正後、ただちに改定する。

の4点を土台としつつ、令和8年度から新たに課税が必要となる「子ども・子育て支援金分」を含めた税率改定について、改めて議論を重ねてきた。昨今の米価を始めとする諸物価の高騰等、市民生活への負担が増大する中、できる限り保険税負担の上昇は抑えるべきとの認識のもと、新たに示された数値を基にした協議結果に基づき、下記の4点を基本として税率等を改定するように答申する。

記

1. 令和8年度の税率改定においては、新制度である「子ども・子育て支援金分」の課税は実施するものの、従来の後期高齢者支援金分の税率を引き下げ、全体の税負担額については据え置きとする。
2. 愛知県が進める保険税負担平準化の第一段階終了年度である令和11年度までの4年間は、国民健康保険事業基金を最大限活用し、保険税負担の上昇を抑制する。
3. 賦課限度額は、法定限度額とする。税制改正等により法定の賦課限度額が改定された場合についても、速やかに改定する。
4. 応能応益割合については、中間所得者層への負担増を緩和する目的で、概ね「応能：応益＝1：1」とする。



＜税率等の改定参考値＞

税 区 分		所 得 割	均等割額	18 歳以上 均等割額	平等割額	賦課限度額
基礎課税 (医療) 分	改定前	7. 7 0 %	32,760 円	—	23,800 円	660,000 円
	改定後	7. 7 0 %	32,760 円	—	23,800 円	660,000 円
後期高齢者 支援分	改定前	2. 9 8 %	12,900 円	—	8,640 円	260,000 円
	改定後	2. 5 0 %	12,000 円	—	7,800 円	260,000 円
介護納付金 分	改定前	2. 5 8 %	12,900 円	—	7,000 円	170,000 円
	改定後	2. 4 0 %	13,000 円	—	7,000 円	170,000 円
子ども・子育て 納付金分	改定前					
	改定後	0. 2 6 %	1,200 円	24 円	800 円	法定による